

## 南

シナ海南沙諸島（スプラトリー諸島）の領有権をめぐり、フィリピンと中国の外交関係が緊張を続けている。

内外の新聞の報道によると、事態は次のように展開した。

フィリピンのラモス大統領は二月八日の記者会見で、同国が領有権を主張している南沙諸島のカラヤン諸島（南沙諸島の一部）内で、中国の軍艦が停泊し、軍事基地を建設中であることを確認した、と発表した。大統領は同時に在マニラの中国大使に対し「中国側によって引き起こされた今回の事態は、国際法とその精神に反し、九二年の南沙海宣言と矛盾している」と非難する覚書きを送ったことを明らかにした。

南沙海宣言は、九二年に東南アジア諸国連合（ASEAN）が発表したもので、南沙諸島の領有権を主張する各国の行動の抑制と紛争の平和的解決をうたっている。ASEAN各国とベトナムはこの宣言を採択したが、中国は条件つき支持を与えただけだった。

翌九日にはデビリア比国防相が会見し、同国が実効支配してきたカラヤン群島内のバガニバン（英語名ミスターブ）岩礁に、中国が建造物を構築したことを示す空からの撮影写真を公開した。

国防相によると、写真はフィリピン軍艦が撮影したもので、支柱の上の四棟のコンクリート製の八角形の建物があり、建物には中国国旗が掲げられている。国防相は「中国が南沙諸島の他の岩礁に、すでに建築している建造物と同じもの」だと語った。カラヤン諸島周辺海域に展開

## ★ JURIST TOPICS ★

領有権問題で緊張  
続ける中比関係

している中国海軍艦艇は、ユーカン級戦車揚陸艦三隻、ダジ級と見られる潜水艦支援艦五隻が視認されたという。

フィリピン軍当局は、中国船が岩礁近くを航行中のフィリピン漁船を一月末に拿捕（たほ）、建造物を目撃した漁民数人を一時拘束した、と

発表した。

これに対し、在比中国大使館スポークスマンは八日、「ミスターブ礁に設けたのは、海軍基地ではなく漁民の避難所である」と述べた。続いて九日、北京の中国外務省スポークスマンは記者会見で、抗議を受けた建造物について「中国の地方の漁業政策部門が風を避けるための施設を建設した」と述べ、軍事施設ではなく、漁船の保護のための避難施設にすぎない、と強調した。また建設の目的については「南沙海域で操業する漁民の生命と生産の安全を保護することにあり」と指摘、中国海軍によるフィリピン人漁民拘束を否定、この地域に軍事基地を作ったことはない、とフィリピン政府に対し伝達済みと説明した。

こうした動きを注意深く見守っていたベトナムは一〇日「中国の行為は、深刻な新しい事態」との声明を発表、中国に抗議したフィリピン政府を支持する立場を明らかにした。

ロード米國務次官補（東アジア・太平洋担当）はこれに先立つ九日、「中国が武力行使の意図を持っているとは思えない」と語り、米国としては当面事態を静観する考えを表明した。また「米国は（中国も含めた各国による）武力行使には強い反対を唱える」とした上で、「インドネシ

アや（フィリピンなど）他国にも平和的解決を促している」と述べ、フィリピンに対しても過剰な反応を控えるよう求める意向を示唆した。

## 両国とも対応に苦慮

フィリピン国内では「遅れているのが海軍の近代化を急げ」と地元各紙が論説を掲げるなど、中国に対する感情的反発が高まっているものの、フィリピン政府はあくまで外交交渉で問題を平和的に解決していく方針だ。装備が貧弱なフィリピンの海空軍の実力では、中国軍施設を排除するのは不可能という判断に基づくものだ。

これに対し、中国政府も対応に苦慮している。中国の対東南アジア外交戦略は、第一にこの地域における中国脅威論の解消を目指し、第二に東南アジア諸国が結束して中国に對抗しないよう、南沙諸島問題を二国間交渉の枠内に閉じ込める、第三に経済交流を強化するというもの。中国側がフィリピンに対抗して同地域での軍事活動を強化すれば、中国脅威論の再燃は必至だ。

このため当面、中比両国の軍事対決にはつながらないというのが関係者の見方で、むしろ鄧小平後の中国に悪影響を及ぼす懸念があることを指摘する声が多い。

(M)

東

京株式市場は兵庫県南部地震後、震災復興株物色で一時にぎわったものの、市場エネルギーが続かず、二月に入ってから、軟弱な地合いの相場が続いている。年度末に向けて企業の決算対策売りが断続的に出ていることなどから、先行き悲観的な見方が有力となっている。しかし、企業業績が着実に回復しており、景気の足取りは次第に確実なものとなっていることから、年度明け以降は緩やかながら上げ基調の相場展開となりそうだ。日銀が震災復興を支援するため、短期金利の上昇を抑えていることも、株式市場にとってプラス材料となる。

マクロ経済的にみて震災は実質成長率を九五年一―三月では〇・三―〇・四程度押し下げるものの、四月―六月はゼロあるいは〇・二―〇・三程度の押し上げ効果を、さらに七月―九月以降は一〇程度の押し上げ効果を持つものと見られている。九五年度を通してみると、政府見通しの二・八％は確実に達成され、場合によっては三％成長も可能というのが冷静な見通しだ。被害が甚大である以上、復旧のための官民両面からの投資が膨大なものになり、さらに、個人住宅も否応なく膨らむ。これが個人消費も呼び起こすことになる。ストックの落込みを補うべく経済活動が活発化することで、成長率は高まる。こうした景気情勢は民間企業にと

ってもプラスが大きい。確かに、震災により大きな被害を受けた企業の九五年度業績は厳しい。しかし、全体に占める比率はそれほど高くはない。加えて、日本の企業の復元力は目覚ましく、民間経済を総体としてみれば九六年には今回打撃を受けた企業も旧に復しているものと予測さ

★ JURIST TOPICS ★  
見通しは明るい  
年度明けの株式相場

れる。

一方、金融政策面では政府・日銀は震災からの復興を支援するために、今年秋まではいまの姿勢を維持していくことが確実である。震災直後の緩めの調節姿勢が債券市場で「公定歩合の引上げは当面ない」とのシグナルと受け取られ、長期金利の先高観は後退した。日銀は以前か

ら短期金利に比べて長期金利が上がり過ぎと判断していたが、結果としてではあるが、日銀の意図が反映した。目先、長期、短期ともに金利上げ要因はそれほど見当たらず、低金利の局面に変化はなさそうだ。

これまで、株価が低迷してきた最大の要因は企業業績がはかばかしくなかったためである。地震による企業業績の悪化が一部の企業に止まり、全体としては経済活動の活発化に伴うプラスの効果期待できるとなれば、相場にとっては上げ要因ということになる。さらに、証券市場では昨年秋季以降、金融引締めに対する恐怖感が高まってきた。景気回復が確実なものとなれば、日銀が公定歩合を中立的な水準といわれる年三―四％まで戻すのが常識だからだ。ところが、震災復興に配慮して、しばらくは緩和姿勢を維持することになったことで、金利面からの不安要因も解消することになった。

もちろん、企業、機関投資家が一気に買いに出るにはいまの株式市場はまだ、不安が少なくない。出来高が回復していないため、先物との裁定取引で現物市場が大きく動いてしまうなど、投機性が強まり過ぎていく。また、企業業績が四年連続で落ち込んだことの影響で株価収益率が急上昇、一方、配当利回りが低下するなど投資のうまみがなくなっている。こうした問題がある以上、株価

が一本調子で回復していくことは困難だ。

しかし、年度が明ければ、企業の投資姿勢にも変化が出てくることは想像するに難くない。すでに、一部の生命保険は株価が低位水準にあるとの判断から株式のポートフォリオを増やす方向に転換している。機関投資家、企業ともに九〇年以来的株価下落の過程で、株式離れが著しかった。そこが、買いに転ずるといことは画期的なことだ。

さらに、これまで株価下落の際、行われてきた公的資金による価格水準維持活動、つまりPKOが、震災後の相場では実施されなかったことが市場に安心感をもたらしている。ようやく相場が自立的な価格形成を行うことができるようになったというところからだ。

世界的な波乱含みの中で

世界的にみて、いま株式市場は波乱含みの展開となっている。ニューヨーク市場はドル安、インフレ懸念にもかかわらず高値を更新している。新興国市場はメキシコの通貨危機をきっかけに売りが先行している。東京市場も大発会が下げで始まった。しかし、経済ファンダメンタルズが改善している以上、相場回復に向けて動く公算が大きい。

## 「驚

いた」「あゝなると思わなかった」。多くの刑事裁判官が、そう漏らした。その何人かは「それにしても、全員一致というのはおかしい」と疑問を口にした。ロッキード裁判丸紅ルートの最高裁判決のことである。

最高裁大法廷は二月二二日、最後まで残った被告人の檢山広・丸紅元会長（八五）―贈賄、外為法違反、議院証言法違反の各罪―と榎本敏夫・元首相秘書官（六八）―外為法違反の罪―の上告を棄却する判決を言い渡した。この結果、檢山元会長の懲役二年六月、榎本元秘書官の懲役一年執行猶予三年の有罪が確定することになった。五億円の受託取賄罪などに問われ、一、二審で有罪判決を受けた田中角栄・元首相が上告審の途中で死亡し、「主役」を欠いた裁判は事件発覚から一九九年を経て、ようやく最終決着した。

現役の裁判官たちがそろって驚いたのは、この結論ではない。衝撃の原因は、最大の争点となった「囑託尋問調査書の証拠能力」を、大法廷が否定したこと、しかも判決に関与した一二人の裁判官全員一致の意見であり、これに異論を唱える裁判官がひとりもいなかったという事情にあった。

判決は、こう判断した（判決全文については本号一四七頁以下参照）。

「我が国の憲法が、その刑事手続等に関する諸規定に照らし、このような制度（刑事免責の付与によって自己負罪拒否特権を失わせて供述を強制し、その供述を他の者の有罪を立証する証拠としようとする制度）の導入を否定しているとは解されないが、刑訴法は、この制度に関する規

## ★ JURIST TOPICS ★

最高裁判決  
事件口  
の不可思議

定を置いていない。この制度は、前記のような合目的な制度として機能する反面、犯罪に係のある者の利害に直接関係し、刑事手続上重要な事項に影響を及ぼす制度であるところからすれば、これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの

当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきものと解される。しかし、我が国の刑訴法は、この制度に関する規定を置いていないのであるから、結局、この制度を採用していいものというべきであり、刑事免責を付与して得られた供述を事実認定の証拠とすることは、許容されないものといわざるを得ない。」

この問題については、公判で検察官が囑託尋問調査書を証拠請求したときから激しい論争が展開され、学界の意見もさまざまだっただけに、今回の大法廷判決に対しても賛否両論が出ている。しかし、この判断を支持する人も少ない人も「最高裁が、ああ判断するとは思わなかった」と口をそろえる。その理由は、一九九年前、囑託尋問に当たって検事総長と東京地検検事正が米国側証人に不起訴確約の宣明を出した際、最高裁自身もこれを確認する宣明を出していたことにある。最高裁宣明は米国の裁判所からの指摘に基づくもので、これがなければ囑託尋問は実現しなかった。宣明の前に出ていた米国側への囑託書には「尋問調査書を将来、公判廷において証拠として用いる必

要がある」とも明示されていた。

この宣明を出す際の最高裁判官会議の様様について、当時の最高裁長官である藤林益三氏は、「あまり意見は出なかったように思う」と述べている。この宣明を司法行政事務といえるかどうかは微妙だが、捜査段階での「司法行政事務」としての宣明と、上告審裁判所としての結論としては性質が異なるのは当然としても、「ロッキード事件の囑託尋問と証拠」というテーマについて、最高裁は前者の場面では「意見もなくゴースサイン」を、後者の場面では「異論もなく違法判断」を示したということになる。

## 「宣明」には一言も触れず

こうした判断の違いが生じる背景には、「真相究明」が政治課題ともなったロッキード事件発覚当時と、田中元首相が死亡し、五五年体制も崩壊した現在との「温度差」があるだろう。しかし、最高裁宣明が下級審の裁判の行方に一定の影響を与えたことは否定し難い事実である。今度の判決で法廷意見が見事に一致したうえ、最高裁宣明に一言も触れなかったのはなぜか。「触れる必要がないから」か「触れない必要があるから」か。巷では、そんな詮索が始まっている。

(W)

## 五

〇〇〇人余の死者を出した阪神大震災。今なお多くの被災者が避難所での生活を送っているが、政府は税制面からも被災者や被災企業を救済していくことになった。地震被害が一月で、通常なら九五年もしくは九四年度の課税が軽減されるところを、一年前倒して九四年もしくは九三年度の税負担を軽くするもので、まさに特別の措置といえる。

これらの法改正は二段階で行われる。個人用資産に関する被害に関しては、すでに二月一七日に税制改正法が国会で成立した。これは二月一六日から九四年分の確定申告が始まったため、大蔵省が法改正を急いだ。その内容は、震災による住宅、家財などの損害を、所得税は九四年分から、住民税は九五年分から、それぞれ課税所得から差し引く(事業用資産は必要経費に算入)ことができるといふもの。二月二〇日から施行されたため、源泉徴収されているサラリーマンや予定納税している事業者は還付請求すれば、払い過ぎた形の所得税が早ければ三月末にも戻ってくる。

また、損害の認定についての現場の混乱を避けるため、五九年の伊勢湾台風の被害の際に採用された損害額の簡易計算方式を、変形して導入

し、認定の手間を省くことになった。

この方式は、住宅は建築時期や建造方式、家財は所得や同居人の数によって時価を算定し、被害割合によって損害を計算する。例えば、住宅については全損一〇〇%、全損に準じるもの七〇%、半損五〇%、一部

## ★ JURIST TOPICS ★

阪神大震災に  
税制上の支援

破損二〇%の被害とする。また、家財についても地震による被害はこの割合を適用。火災による家財被害は全損から一部破損まで全て一〇〇%の被害とすることになっている。

一方、災害減免法の規定も改正され、住宅か家財の半分以上が損失した場合、所得税が減免される年間所

得(サラリーマンの場合、年収から給与所得控除を引いたもの)の上限を、従来の六〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げた。この改正により、年収が六七七万円以下(従来四三六万円以下)のサラリーマンは九四年の所得税が全額免除になる。半額免除になるのが年収九五五万円以下(従来六二一万円以下)の人。四分の一免除になるのが年収一二二〇万円以下(従来七八八万円以下)のサラリーマンということになる。

ただ、災害減免法は一年間しか適用されないため、損害が巨額の場合は、三年間に分けて控除できる所得税法の規定を使った方が有利になる。

一方、企業の被害については三月期決算法人が多いことから、三月中旬ごろまでに法改正案をまとめ、四月初めごろまでに国会で成立させた意向。政府・与党のこれまでの調整では、企業の地震による損害を、前年度(一九九三年度)の法人税算定のうえで、損金として扱い、すでに支払った税の払戻しを受けられるようにする「法人税の繰戻し還付」を認めることが固まっている。

現行の法人税法では、企業の欠損を前年度に逆上って損金処理し、繰戻し還付を受けることができるように、五年間にわたって繰越し控除

することが可能となっている。しかし、バブル崩壊による税収の落ち込みを背景に、租税特別措置によって九〇年度から繰戻し還付を停止していた。

今回は被災企業の震災による損害に限って、前年度への繰戻しを認め、すでに昨年、九三年度の法人税を納めた被害企業に税を返還する。

さらに、被災地での地価税の税率引下げも実施される見通し。地価税は一定の面積以上や一定の価格以上の土地に対し、一月一日時点の所有者に地価の〇・三%を例外なしに課税するもの。今回の地震で製鉄会社、百貨店、スーパーなど地価税対象の大企業も大きな被害を受け、土地の評価も下がっていることから、緊急避難的措置として、税率を引き下げる。

このほか、復興を円滑に進めるため、登録免許税の引き下げも検討されている。これは、倒壊した住宅や工場建屋などを新築する際にかかる登記時の税金を軽減するもので、少しでも立上りの負担を減らそうというもの。大蔵省は、「いずれの措置も通常時ならとても認められない内容だが、この大被害を前に国民の理解は十分得られるはず」としている。